

関係者各位

内部監査室

## 令和4年度 地域別最低賃金について

各地の最低賃金が下記のとおり改正されました。**都道府県により、発効日が異なるのでご注意ください。**

※ネット媒体や連載原稿につきましては、掲載期間が発効日をまたぐ場合には、新旧の時給を併記ください。

版/商材	DOMO	DN	JOB	WD
静岡	9/29(木)号			募集する事業所(勤務地)の所在地 の発効日より適用
愛知・岐阜	9/26(月)号			
東日本		9/26(月)号		
西日本		9/26(月)号		
全国				

### 主な地域別最低賃金額

地域	令和4年度 最低賃金 時間額		発効日	(参考) 令和3年度	お問合せ先
	日中	深夜(25%増)			
東京都	1,072円	1,340円	10月1日	1,041円	東京労働局賃金課 03-3512-1614
神奈川県	1,071円	1,339円	10月1日	1,040円	神奈川労働局賃金課 045-211-7354
埼玉県	987円	1,234円	10月1日	956円	埼玉労働局賃金室 048-600-6205
千葉県	984円	1,230円	10月1日	953円	千葉労働局賃金室 043-221-2328
山梨県	898円	1,123円	10月20日	866円	山梨労働局賃金室 055-225-2854
静岡県	944円	1,180円	10月5日	913円	静岡労働局賃金室 054-254-6315
愛知県	986円	1,233円	10月1日	955円	愛知労働局賃金課 052-972-0257
三重県	933円	1,166円	10月1日	902円	三重労働局賃金室 059-226-2108

岐阜県	<b>910 円</b>	<b>1,138 円</b>	10 月 1 日	880 円	岐阜労働局賃金室 058-245-8104
大阪府	<b>1,023 円</b>	<b>1,279 円</b>	10 月 1 日	992 円	大阪労働局賃金課 06-6949-6502
兵庫県	<b>960 円</b>	<b>1,200 円</b>	10 月 1 日	928 円	兵庫労働局賃金課 078-367-9154
京都府	<b>968 円</b>	<b>1,210 円</b>	10 月 9 日	937 円	京都労働局賃金室 075-241-3215

■□地域情報については、下記「厚生労働省ホームページ」よりご確認ください

<https://pc.saiteichingin.info/>